

朝倉市 協働のまちづくり基本指針

～人と人がつながり、そだちあうために～



福岡県 朝倉市
平成25年 1月

【目次】

はじめに・・ 2ページ

第1章 「朝倉市協働のまちづくり基本指針」の策定にあたって

1. 指針策定の趣旨・・ 3ページ
2. 協働のまちづくりの定義・・ 4ページ

第2章 協働のまちづくりが求められる背景と期待される効果

1. 協働のまちづくりが求められる背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ページ
2. 協働のまちづくりによって期待される効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ページ

第3章 協働のまちづくりを推進するためには

1. 協働のまちづくりの基本原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ページ
2. 協働のまちづくりの領域と形態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ページ
3. 協働のまちづくりの担い手と特性を活かした役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14ページ
4. 協働のまちづくりのながれ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16ページ

最後に・・ 16ページ

はじめに

昨今の少子化、高齢化や人口減少などによる社会状況の大きな変化によって、地域を取り巻く環境や人々の価値観は大きく変化してきました。雇用や格差社会への不安が顕在化する中、成長社会から成熟社会への転換を見据えた新しい社会・経済システムの見直しが求められているといえます。

明治以来築かれてきた中央集権型の行財政システムでは、もはやこれらの課題に対応できない状況にあります。平成12年に施行された地方分権一括法をきっかけとして、朝倉市をはじめとする地方公共団体には自らの判断と責任で創意を發揮し、個性豊かで活力あるまちづくり^{注1}を推進することが期待されています。

さらに、税収など歳入の減少に対して、扶助費等の歳出が増加し、行財政改革を進めるにおいて、限られた予算や職員、画一的な方法では、それらに十分な対応をすることが困難になってきています。

一方、平成7年の阪神淡路大震災をきっかけに、全国的にボランティア活動が活発化し、平成10年の「特定非営利活動促進法」（通称「NPO法」）の制定を機に、NPO^{注2}の法人化が促進され、それらの団体が新たなサービス供給主体として注目されてきました。また、平成23年3月に発生した東日本大震災では、復興作業におけるボランティア活動や、地域コミュニティ^{注3}の重要性が再認識されました。

このような状況から、市民^{注4}にとって必要性の高い施策や事業へ重点的に財源を配分し、地方分権時代にふさわしい特色ある地域づくりを進めていくうえで、市民参加・参画を土台とした「協働^{注5}のまちづくり」が求められるようになりました。

朝倉市においても、福祉・健康・教育・文化・生涯学習・防犯・防災・人権・子育て・環境など様々な地域の課題解決に向けて、市民と行政がともに取り組んでいくことが求められており、お互いを対等で良きパートナーとして認め合い、協働のまちづくりを推進していくことが大切です。

そのためには、市民と行政がお互いに尊重すべきルールが必要であり、そのルールとしてこの基本指針を策定しました。

今後は、朝倉市が直面するであろう課題を解決するため、この指針に基づいて、市民と行政が一緒に考え一緒に行動し、市民が安心・安全・快適に生活することのできる「協働のまちづくり」を目指していきます。

注1…本指針では「まちづくり」を、地域が抱えている課題に対して、サービス等の役務を提供するソフト事業や、具体的にもものを作るハード事業の両面から解決を図ることで、地域が活性化し市民満足度の高い地域をつくることと捉えます。

注2…NPOとは、「Nonprofit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略で、広義では非営利団体を指し、狭義では非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のことを指します。NPO法人とは、NPO法に基づく一定の要件を満たして所轄庁に認証され、法人格を有したNPOを指します。

注3…「地域コミュニティ」とは特定の地域内において労働、生産、行事などに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている伝統的、歴史的な地域社会を指します。

注4…本指針では「市民」を、まちづくりに関わるという観点から、朝倉市の住民のほか、市内に所在もしくは活動するNPO・ボランティア団体、企業等を総称して使用します。

注5…一般的に「協働」とは、複数の主体が何らかの目的を共有し、目標に向かって力を合わせて活動することとされます。

第1章 「朝倉市協働のまちづくり基本指針」の策定にあたって

1. 指針策定の趣旨

平成18年3月の甘木市・朝倉町・杷木町の合併による朝倉市の誕生に伴い、市の最上位計画であり、まちづくりの指針となる「第1次朝倉市総合計画～水を育み、街を潤す健康文化都市の創造～（以下「総合計画」）」が策定されました。この総合計画は、市民と行政がそれぞれの役割に応じて協力しながら、市民満足度の高い朝倉市をつくるための進むべき方向と目標の指針となるものです。

総合計画でうたわれている『共生と交流を創る「自立」と「責任」のまち』を実現し、市民満足度の高いまちづくりを行うためには、従来の「公共サービスを行政だけが担う」という行政主導型から、下図に示すような三助^{注6}の精神に基づいた新しい社会システムを構築していく必要があると考えます。

そして、市民と行政それぞれが持つ専門的な知識や技術などの特性を活かし、市民がお互いに、あるいは市民と行政がつながり、そだちあいながら課題解決や地域活性化を目指す「協働のまちづくり」に取り組んでいくことが求められています。

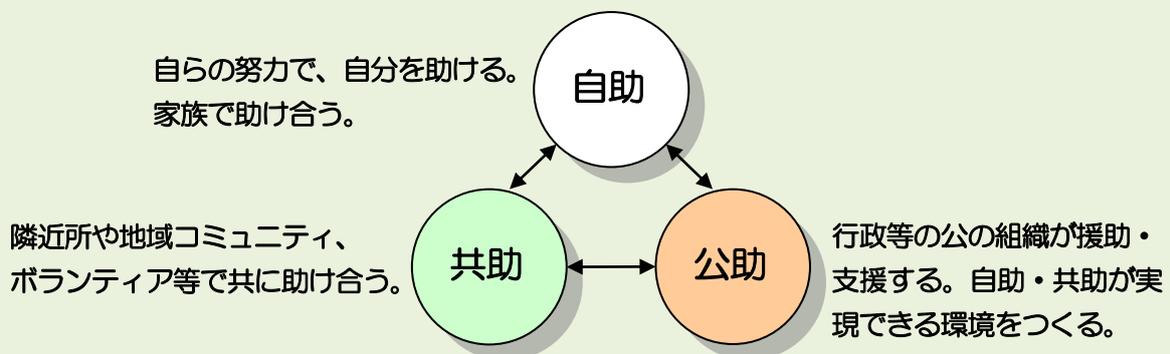
そこで、市民と行政が対等で良きパートナーとして協働のまちづくりを推進していくために、お互いに理解し合い、目的や目標を共有して、それぞれの役割を果たしながら取り組むことが必要であり、その方向性を示すものとして本指針を策定します。

朝倉市における「三助^{さんじょ}」の考え方

「自助」＝自分でできることは自分でやる。また、最も身近な共同体である家族で助け合う。

「共助」＝個人や家族だけではできないことや、地域課題の解決や活性化については地域やボランティア等で助け合う。

「公助」＝公的に行政が責任を持って行うべきことは行政が行う。



^{注6}...「三助（さんじょ）」とは、朝倉市にも縁のある江戸時代の名政治家、上杉鷹山公が実践したもので、自ら助ける、すなわち「自助」、近隣社会が互いに助け合う「互助（共助）」、藩政府が手を貸す「扶助（公助）」という考え方のもと、米沢藩の藩政建て直しに成功した。朝倉市では「自助」の考え方に家族の助け合いも含める。

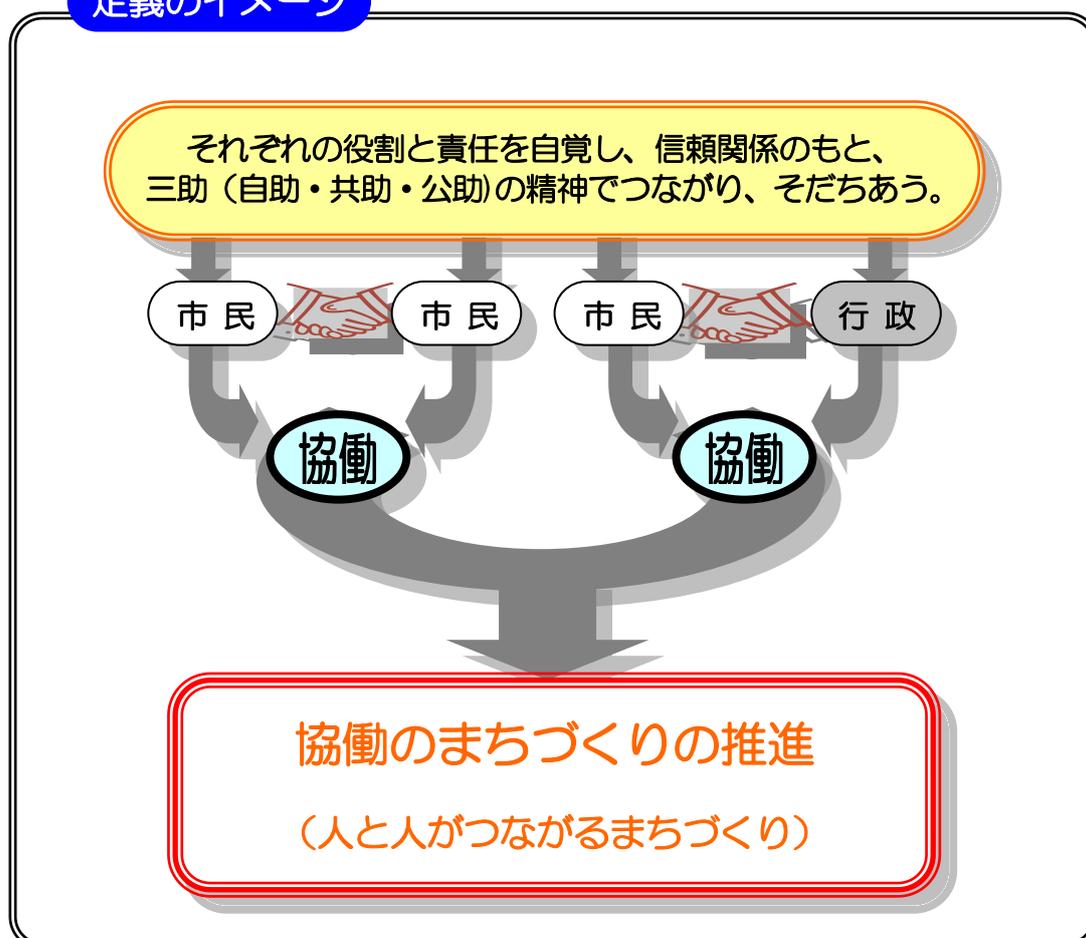
2. 協働のまちづくりの定義

本指針では、地方自治において、協働の概念に基づいたまちづくりに取り組むにあたり、協働のまちづくりについて次のように考えます。

朝倉市における協働のまちづくりの定義

市民と市民、あるいは市民と行政がそれぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、対等なパートナーとして信頼を深め、お互いに協力しあってまちづくりに取り組むこと

定義のイメージ



第2章 協働のまちづくりが求められる背景と期待される効果

1. 協働のまちづくりが求められる背景

(1) 社会的背景

全国的に協働のまちづくりが求められる背景として、次のようなことが考えられます。

市民ニーズの高度化・多様化

社会構造が著しく変化していくことに伴い、市民の生活や価値観も変化していく中、市民ニーズもより高度化・多様化しており、従来の公平で均一な公共サービスの提供だけでは対応できない様々な課題が生じています。また、少子化、高齢化や経済状況の悪化等により、従来ではあまり需要がなかったような分野でも、公共サービスとしての事業拡充が求められています。

地域コミュニティ機能の低下

地域コミュニティには、隣近所や地域住民が協力し合い、助け合うという素晴らしい機能があります。

しかし、核家族化、少子化、高齢化等が進行する中、より「個」が重要視され、地域住民のコミュニティ意識が次第に希薄化し、その機能が低下している傾向にあるため、地域の実情に応じた新たな地域コミュニティの構築が必要となってきました。

地方分権型社会の構築

地方自治体では、従来の国の方針による画一的な自治体運営ではなく、それぞれの責任において、地域の特性を活かしたまちづくりを進め、市民満足度の高い公共サービスを提供するという「地方分権型社会」の構築が進んでいます。

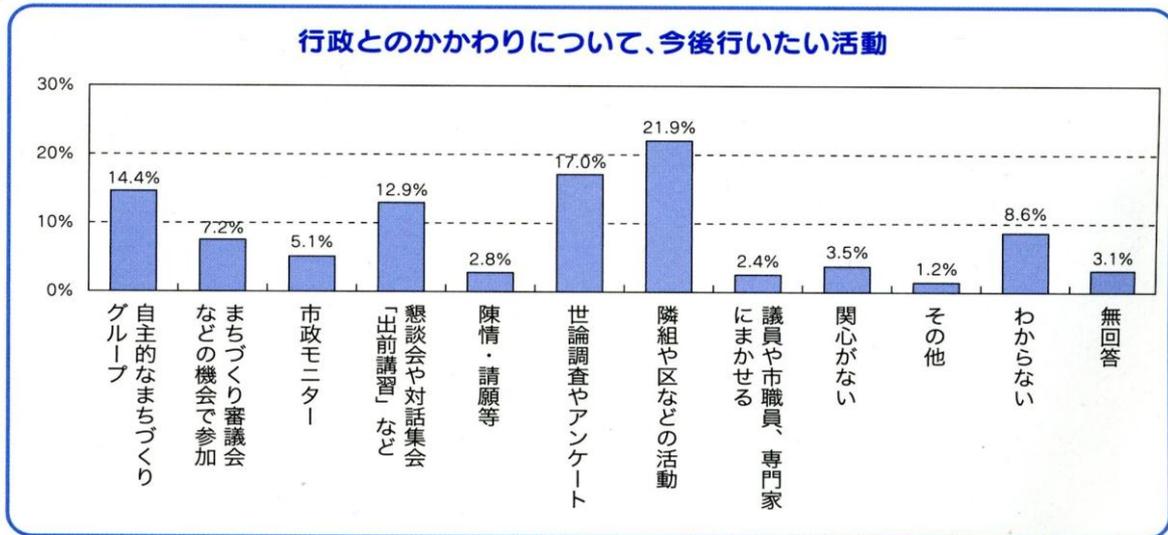
そのため、地方やその地域において求められるまちづくりは違ってきています。

行 財 政 改 革

簡素で効率的な行財政運営を続けていくために、行政機関はしっかりと行財政改革を進めなければなりません。固定的な公共サービスの概念を見直し、行政が持っている権限や財源を市民の皆さまに移し、市民と行政が一緒になって公益を増進していく新たな仕組みが必要となっています。

(2) 朝倉市の現状

総合計画策定時の住民意向アンケート調査（平成18年11月）において、「行政とのかかわりについて、今後行いたい活動」という質問に対して、「隣組や区などの活動（21.9%）」、「自主的なまちづくりグループ（14.4%）」をはじめとして、積極的に行政に参加・参画^{注7}していきたいという意識がうかがえます。その反面、「議員や市職員、専門家にまかせる」「関心がない」などの意見もあることから、より多くの方にまちづくりに興味を持ってもらう働きかけが必要であると考えます。



第1次朝倉市総合計画（P27）より抜粋

平成22年国勢調査による朝倉市の人口は56,355人（男性26,284人、女性30,071人）、世帯数は19,031世帯となっており、主な内容は次のとおりです。朝倉市でも少子化・高齢化が進んでいる事がわかります。

| 内 容 | | 朝倉市の人口 又は世帯数 | 朝倉市全体に 占める割合 | 日本全国 平均 |
|-------------|----------------------------|-----------------|-----------------|------------|
| 人 口 | 朝倉市の人口 | 56,355 | | |
| | うち 15歳未満 | 7,255 | 12.9% | 13.2% |
| | うち 65歳以上 | 15,560 | 27.6% | 23.1% |
| 世 帯 数 | 朝倉市の総世帯数 | 19,031 | | |
| | うち 核家族（夫婦、親子） | 10,235 | 53.8% | 57.1% |
| | うち ひとり暮らし高齢者（65歳以上） | 1,878 | 9.9% | 9% |
| | うち 高齢夫婦世帯（夫が65歳以上、妻が60歳以上） | 2,129 | 11.2% | 10.7% |

※うち数は、主な内容のみを記載しており、すべての内訳ではありません。

^{注7}…「参加」とは、公聴会や説明会での意見陳述、パブリックコメント手続による市民の意見提出など、何らかの市民参加手続により、行政活動に加わることです。一方、「参画」とは、単に意見を述べるだけでなく、意思形成過程にも関与するなど、行政活動により積極的、能動的に関わっていくことです。

市内の地域においては、新たな体制を構築、もしくは今までの地域コミュニティ機能を再構築する形で、平成22年度（一部は平成23年度）から17地区の地域コミュニティ組織（コミュニティ協議会・振興会）が発足し、地域の課題解決や活性化を目標に活動されています。

また、朝倉市ボランティア連絡協議会をはじめとするボランティア、市内を拠点としたNPO法人（平成24年4月現在で12団体）があります。

（3）今後の課題

（1）（2）のような現状から、協働のまちづくりの推進において、次のような課題が考えられます。

① 協働に関する考え方と必要性を市民と行政で共有する。

協働のまちづくりの必要性について、市民と行政が共に理解を深めていくことが、協働のまちづくりのスタートであり基本であると考えます。また、今以上に人と人がつながっていくために、まちづくりやボランティア等に関心があまりない市民の参加・参画もすすめなければなりません。

② 市民と行政が対等なパートナーとしての信頼関係を深める。

市民同士、あるいは市民と行政が、お互いの特徴や抱える課題を正しく理解し、相互に補完し合える関係づくりがより重要になってくると考えます。

③ まちづくりに関わる市民と行政の接点を増やし、活動しやすい環境を整える。

協働のまちづくりを進めるには、市民同士、あるいは市民と行政が知り合う場や対話の場を増やし、活動しやすい環境を整備していく必要があります。



2. 協働のまちづくりによって期待される効果

前述のような背景や課題を踏まえ、協働で課題解決や地域の活性化に取り組むことにより、次のような効果が期待されます。

役割の明確化

協働のまちづくりをとおして、市民と行政の相互理解が進み、市民と行政それぞれの特性により役割が明確になります。

住民自治の促進

市民と行政の相互理解が進み、それぞれの役割が明確になることで、地域住民がその自主性と自発性を発揮し、自ら地域課題や社会的課題を解決していくというような住民自治の促進が期待されます。

地域コミュニティ機能の充実

住民自治が促進されることで、自分たちの地域社会を主体的につくっていくことが意識され、地域住民同士のつながりが深まり、地域の実情に応じた新たな地域コミュニティの構築につながります。

活動環境・公共サービスの向上

協働のまちづくりは、市民と行政の双方向の取り組みです。市民には活動の場・機会がさらに拡大するとともに、地域の課題に対する市民の関心がより一層高まり、市民活動^{注8}に取り組む団体の設立や行政への参加・参画が促進されることが期待されます。

一方で、従来の公平で均一な公共サービスの提供を基本とする行政では対応が難しいと考えられていた分野において、市民と行政が協働のまちづくりに取り組むことにより、市民ニーズに合った迅速かつきめ細かい多様なサービスの提供が期待できます。

行財政改革

市民が新しい公共^{注9}の担い手として期待されることにより、従来の公共サービスのあり方を見直し、行財政改革につながることを期待されます。ただし、行政のコスト削減ばかりを重視しすぎると、担い手である市民の負担が増えるだけですから、行政はその事を常に意識しながら行財政改革に取り組まなければなりません。

また、職員一人ひとりにおいては、「公共」や「公益」を担うのは行政だけでなく、それらは市民との協働の上に成り立つという意識を持ち、社会的・地域的課題を敏感に捉える力を磨き、自治体職員としてのコミュニケーション能力やコーディネート能力が高まることを期待されます。

注8...「市民活動」とは市民が自らの関心や価値観のもと、自分たちの生活や地域、社会への貢献を目的として、自発的におこなう活動です。

注9...「新しい公共」とは「官」だけでなく市民。NPO・企業等が積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動などをいいます。(出典「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」内閣府)

第3章 協働のまちづくりを推進するためには

1. 協働のまちづくりの基本原則

協働のまちづくりを推進するにあたっては、市民と行政がお互いに尊重しなければならない基本的原則があります。これらの原則を踏まえ、市民と行政のより良い関係を築いていくことが大切です。

公開性・透明性

協働のまちづくりの取り組み内容は、だれが見てもわかりやすく、透明で開かれたものでなければなりません。そのため、行政、市民ともに積極的に情報を公開し、説明責任を果たすことが大切です。

目的・目標の共有

市民や行政は、何のために協働するのかという「目的」と、いつまでにどのような成果を上げるのかという「目標」を共有することが大切です。

対等な関係（パートナーシップ）

市民と行政は、対等な関係にあることを常に認識し、お互いの長所で短所を補い合うことが大切です。

相互理解

市民と行政は、お互いの立場や特性を正しく理解し、それぞれの存在意義を認め合うことが大切です。

自主性・自立性の尊重

協働に関わる市民や行政は、相互依存とならないように自主性・自立性を尊重し、それぞれの特性を十分に活かすことが大切です。

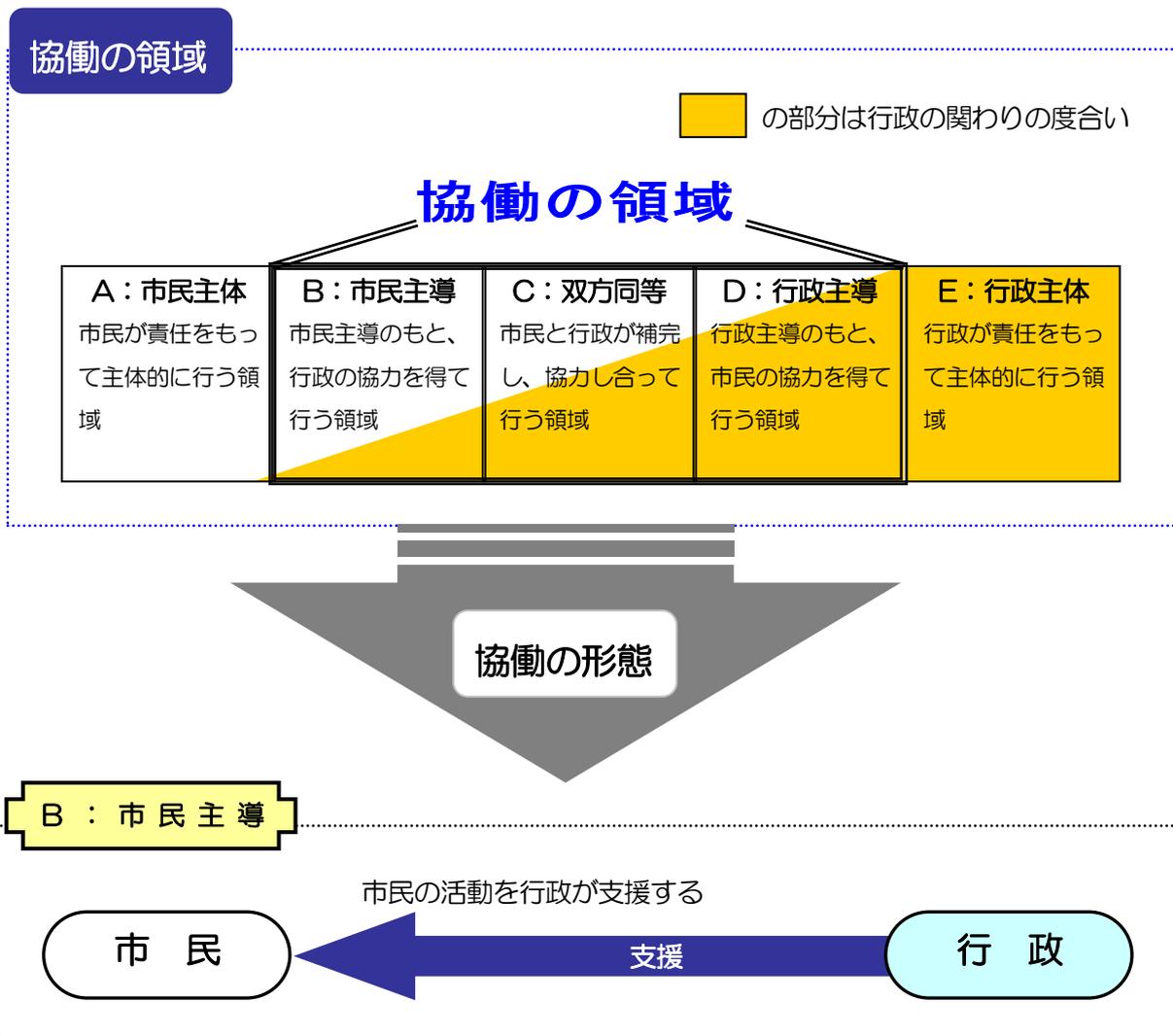
相互評価

市民と行政、または市民同士で、協働のまちづくりの成果を評価し、その結果を次のステップへ活かすことが大切です。

2. 協働のまちづくりの領域と形態

協働でまちづくりを進めるとき、それぞれの活動領域は次のようにあらかわすことができ、その活動において市民の領域と行政の領域が重なり合う部分があります。

この重なり合う領域が、市民と行政で目的や目標を共有し、協働しやすい領域となります。ただし、A、E の領域も重要であり、市民と行政がそれぞれの領域で自立し、責任をもって活動していない限り、協働はうまくいきません。



例えば・・・

★補助金、助成等

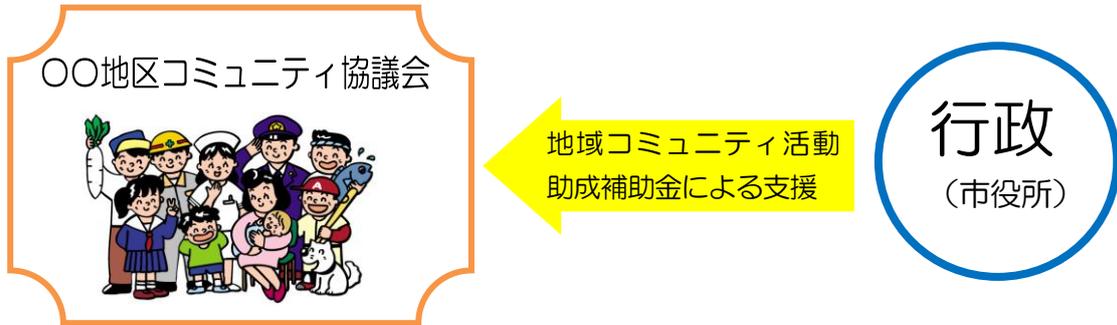
市民が主体的に取り組む事業で、公益上、必要であると認められる場合に、行政が資金を提供する方法で、市民がその特性を活かし、行政では対応困難な市民ニーズに対応できます。

★財産活用

市民がより良いサービスを受けられるように、市民と行政が所有する施設や物品などを互いに提供し合います。特に行政は、公共施設や備品等について積極的に情報を発信し、活用しやすい環境の整備に努めます。

B：市民主導形態の参考例

地域コミュニティの活動に、行政から補助金や交付金をあてることで、各地区での地域課題の解決や活性化を図ります。この場合は、コミュニティ協議会・振興会（市民）と行政の協働という形態になります。

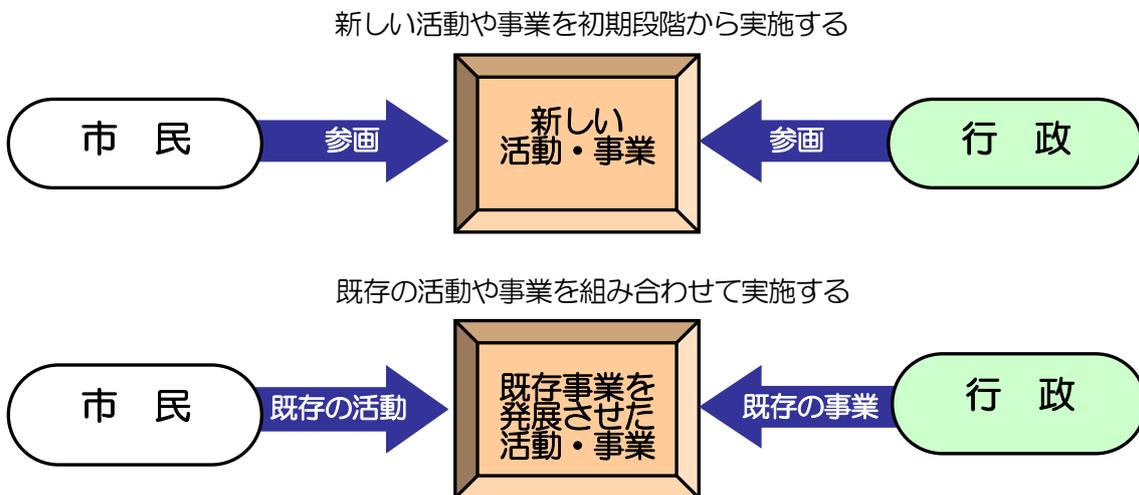


協働のメリット

- 地域の実情を最も理解している地域住民の裁量により、行政主導による画一的なものではなく、それぞれの地域にあったきめ細やかな事業を実施できます。
- 住民間の連携や地域への関心が深まります。
- 用途を細かく限定しない補助金とすることで、財政的に効率的な運用ができます。

地域課題の解決や地域活性化・住民自治の促進

C：双方同等



例えば・・・

★事業への参加・参画

行政が事業を実施するにあたって、市民と企画立案段階から目的や情報を共有し、意見・提案をそれぞれが行います。この事でそれぞれの特性や技術、経験を活かし、市民ニーズに沿う事業を推進することができます。

★実行委員会・共催等

市民と行政などの事業実施に関わる人々が集まり組織される実行委員会や、シンポジウム、催事等の共同開催という方法で名前を連ねることで、それぞれが責任を担いながら、人的ネットワークや専門的知識、資源を活用し、単独でおこなう事業よりも、より良い事業効果が期待できます。

★情報提供・交換

市民と行政がそれぞれ所有する情報を相互に提供、交換し、情報を共有します。この事は相互理解を深め、課題の掘り起こしや事業計画の立案等を進める上で重要です。

C：双方同等形態の参考例

市民まつり等を開催するとき、実行委員会に市民の皆さんが参加・参画し、その実行委員会と行政による共催でまつりを実施することで、事業に市民の意見が反映されるとともに、市民活動団体等も参画することができます。また、行政の事業目的である市民交流や市外へのPRなどが効果的に行われることが期待されます。この場合は、実行委員会（市民）、市民活動団体（市民）、行政の協働という形態になります。



協働のメリット

- 対話の機会が増え、お互いを知ることにより相互理解が深まります。
- それぞれの立場の意見が反映され、目的と目標を共有できます。
- それぞれが持つ人的ネットワークや財産を活用できます。

市民が参加・参画しやすいまちづくりの推進・行財政改革

D：行政主導

行政が実施する事業へ市民が参加・参画する



例えば・・・

★協働委託・指定管理者制度等

行政が責任をもって担うべき領域において、市民の有する専門性・柔軟性・機動性などを活用して、行政の一方的な下請けではなく、行政自らが実施するよりも委託をする方がより良い成果をあげられるという判断のもと、事業を委ねるものです。

D：行政主導形態の参考例

子育て支援等において、専門性・機動性のあるNPO法人などに行政の事業を委託することで、専門的でスピーディーなサービスを提供できます。このことで受益者にとっては利用価値の高いサービスとなり、行政にとっては人員不足への対応や財政負担の軽減等につながります。この場合はNPO法人（市民）と行政の協働という形態になります。



協働のメリット

- ・NPO等の専門性や機動性を活かし、受益者にとって満足度の高いサービス提供が期待できます。
- ・NPO等の活動が活性化することで、そこに参加・参画する市民の自己実現や活躍の場がひろがります。
- ・行政単独では対応が困難な事業も実施でき、NPO法人等は利益分配等がないことから、財政負担の軽減も期待できます。

市民の力を活用した新しい公共サービスの提供・行財政改革

3. 協働のまちづくりの担い手と特性を活かした役割

協働のまちづくりを進めるために、市民と行政が持つ特性を活かしたそれぞれの役割を明確にし、理解し合うことが必要です。そして、協働のまちづくりの担い手として考えられる主体と、それぞれの特性を活かし期待される役割は次のとおりです。

個人の役割

協働のまちづくりでは、個人が責任を持って組織の企画や活動に関わる事が基本であり土台となります。そこで個人は、自分でできることは自分の力で、または家族で助け合って解決することを基本としながら、地域社会等に関心を持ち、積極的に地域コミュニティ組織・ボランティア等に参加・参画していくことが大切です。

具体的には・・・

- 経験や知識、能力をまちづくりに活かす。
- 区の行事や地域コミュニティ活動へ積極的に参加する。

地域コミュニティの役割

地域コミュニティ組織、自治公民館、子ども会、消防団、老人クラブなど、地縁により組織される地域コミュニティは、個人では解決が困難な課題に対して、共助の精神を発揮し、課題解決が図られる地域づくりをすすめることができます。また、多くの個人が参加しやすい体制づくりも大切です。

具体的には・・・

- 地域の課題を自ら探し、考え、行動し、解決していく。
- 地域の後継者育成を含めて、地域の中の組織づくりを強化する。
- 市民同士の交流が図れる場を積極的に設ける。

朝倉市の地域コミュニティ組織（17地区）の役割は・・・

- ★ 地区内の市民や各種団体をつなぐ中心的な役割
- ★ 地区内の課題を把握・整理し、どのように解決していくかを決定・実施する役割
- ★ 課題解決や地域の活性化に向け、地区の主体となって活動する役割
- ★ 地区の自主財源や市からの財源を、どのように使用するか決定する役割
地区だけでは解決できない課題や、行政との協働により解決すべき課題を行政に提案する役割
- ★ 地区の融和や親睦を深める活動、地域の特色を活かした独自事業を実施する役割
- ★ 地区のまちづくりについて市に提案する役割

市民活動団体等の役割

NPO・ボランティア団体等は、その社会的使命や活動内容を積極的に社会に発信し、個人に自己実現の場や社会参画のきっかけを広く提供したり、他の団体とのネットワークづくりに努めたりするなど、自らの活動を積極的に展開していくことで、まちづくりの担い手として期待されます。

具体的には・・・

- 専門的知識や経験をまちづくりに活かす。
- 活動をとおして、市民に活動の場を広く提供する。
- ボランティア連絡協議会等で互いのネットワークを強めることで、活動を充実させる。

企業の役割

企業や協同組合などの民間組織においても、地域社会を構成する一員として、専門的な知識や技術を地域に還元するなど、社会貢献活動をとおして協働のまちづくりに積極的に寄与することが期待されます。

具体的には・・・

- 従業員が社会貢献活動に取り組みやすい環境を整備する。
- 地域活動や市民団体の活動に対して、自らが持っている情報や技術、ノウハウなどを提供し、活動を支援する。

行政の役割

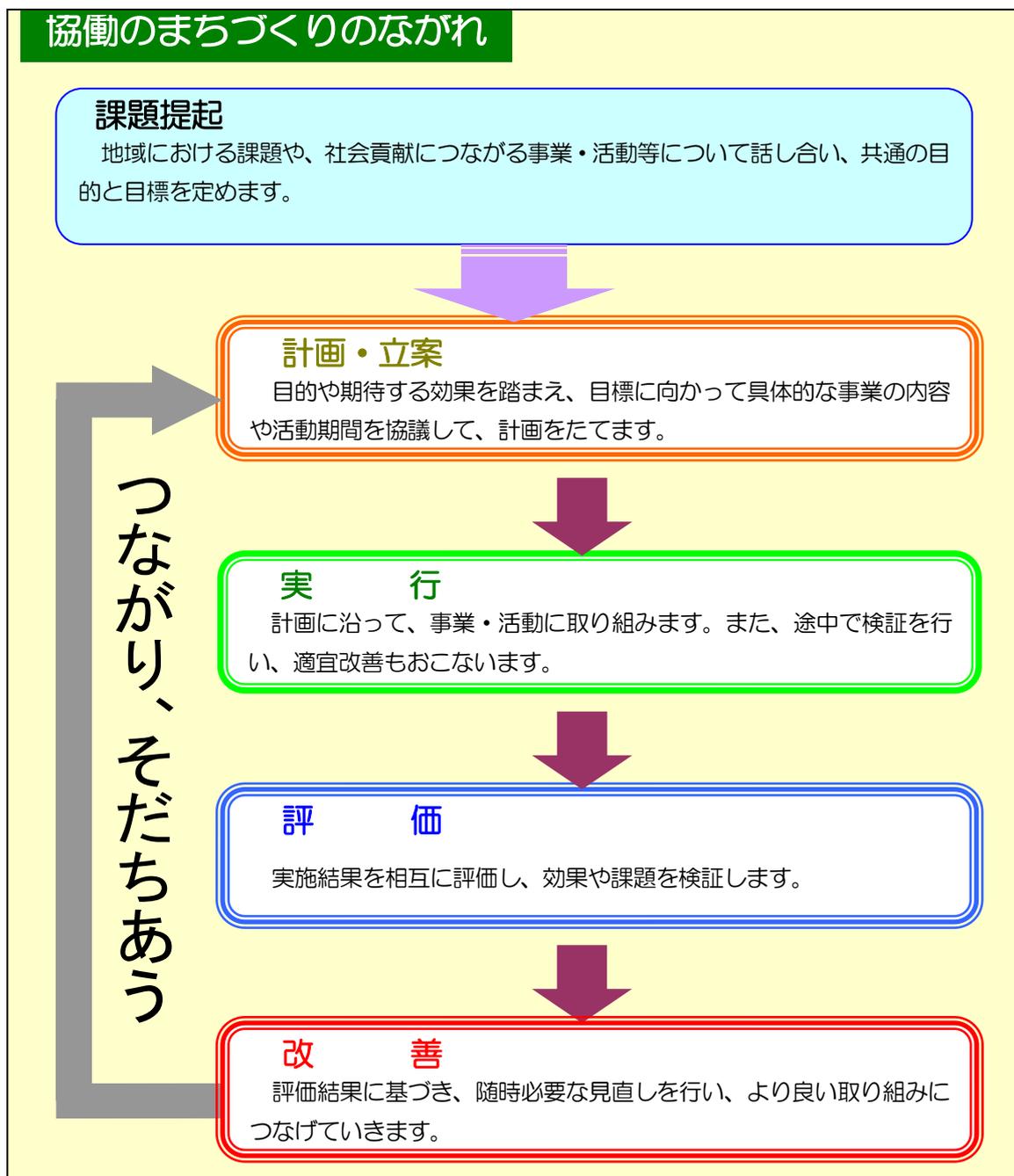
行政職員は協働意識の醸成に努め、市民がまちづくり活動を行いやすい環境づくりや、支援体制の整備を推進する役割が求められます。

具体的には・・・

- 職員向けの研修会等を実施し、協働のまちづくりに対する理解と意識を浸透させる。
- 市民及び行政職員の協働意識を高める施策を実施する。
- 市の情報を積極的に提供して、市民との情報共有を図る。
- 市民が地域課題を行政との協働によって解決するための具体的な事業を提案できる制度等の実施
- 市民活動に対する支援体制やコミュニティセンターなどの活動拠点の整備、窓口機能の充実、市民と行政のネットワーク構築など、協働のまちづくりを推進するための環境を整備する。

4. 協働のまちづくりのながれ

地域の課題解決や社会的な目標の達成に向け、次のような一連のながれを繰り返しながら、協働のまちづくりを推進していきます。



最後に

朝倉市の「協働のまちづくり」への取り組みは、まだ始まったばかりです。

これまで、それぞれの立場でまちづくりを担ってきた私たちですが、これからは、同じ認識のもとで互いが助け合い、できることを補完しあいながら、自分たちのまちをつくっていきましょう。

協働のまちづくりのイメージ

市民同士、あるいは市民と行政が、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、対等なパートナーとして信頼を深め、お互いに協力しあってまちづくりに取り組む

市民

- 情報の共有
- 地区におけるコミュニティ活動
- 新しい公共の担い手としての市民活動
- 協働事業等の提案
- 地域課題の改善提案

行政

- 情報の共有
- コミュニティ活動の支援
- NPO、ボランティア団体の支援
- 事業提案制度等の実施
- 行財政改革
- 職員意識の醸成

対 等 な 関 係
自 立 と 尊 重
課 題 ・ 目 的 の 共 有

事業の実施

計 画
立 案

実 行

評 価

改 善

社会的（地域）課題の解決・地域の活性化
（人と人がつながる協働のまちづくり）



朝倉市 協働のまちづくり基本指針

平成25年 1月 策定

発行 朝倉市

編集 総務部コミュニティ推進室

住所 〒838-0068 福岡県朝倉市甘木 198-1

<お問い合わせ>

TEL 0946-22-1111 FAX 0946-22-2811

メール community@city.asakura.lg.jp